

報 告 第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年2月21日提出

新居浜市長 佐々木 龍

和 解 に つ い て

写

処 分 書

専 決 第 2 号

和 解 に つ い て

窃盗により新居浜市第2平尾墓園に設置している合葬式納骨施設の花立てが損傷した事件について、次のとおり和解する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成23年2月1日

新居浜市長 佐々木 龍

1 和解の相手方 （省 略）

2 事件の概要

平成22年7月下旬、新居浜市第2平尾墓園に設置している合葬式納骨施設のステンレス製花立て4個を相手方が盗み、損傷させた。

3 和解の内容

- (1) 相手方は、新居浜市に対して本件事件について著しく迷惑をかけたことを深くおわびし、謝罪する。
- (2) 盗品の花立て4個を相手方の費用負担で盗難前の状態に復旧し、これを平成23年2月14日までに、新居浜市に持参し、返還する。新居浜市は、相手方から返還された花立ての状態確認を行い、復旧を確認した後受領する。

(3) 本件事件については、前号に掲げる事項以外には、新居浜市と相手方との間に一切の債権債務のないことを相互に確認し、今後いかなる事情が発生しても、双方異議の申立て及び一切の請求をしないものとする。